

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和3年5月6日(木)
午後1時00分～午後1時26分

場 所 : 八戸市庁別館2階 会議室C

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和3年5月6日(木) 午後1時00分～午後1時26分 市庁別館2階 会議室C

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長選出
- 5 会長職務代理者選出
- 6 会議録署名委員選出
- 7 職員の紹介
- 8 議 事
 - (1) 令和3年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について
 - (3) その他
- 9 閉 会

出席委員（13名）

被保険者代表（4名）

青井 貴子 委員
佐々木 智子 委員
中村 喜夫 委員
大塚 明子 委員

医師等代表（1名）

工藤 祐喜 委員

公益代表（5名）

坂本 美洋 委員—会長
五戸 定博 委員—会長職務代理者
梅内 昭統 委員
橋向 久美子 委員
山内 隆 委員

被用者保険等保険者代表（3名）

石田 徹 委員
高橋 徳誉壽 委員
豊川 敦 委員

欠席委員（4名）

松橋 英昭 委員
袴田 真理子 委員
谷地 泰美 委員
片町 善之 委員

出席職員（10名）

小林 真 市長
秋山 直仁 市民防災部長
夏坂 一史 市民防災部次長兼国保年金課長
関向 昌子 国保年金課参事（管理給付グループリーダー）
鈴木 俊博 国保年金課主幹（後期高齢者医療グループリーダー）
慶長 利子 国保年金課副参事（国保税グループリーダー）
加藤 僚子 国保年金課主幹
田村 史之 国保年金課主幹
上野 千穂 国保年金課主査
坂本 苗奈絵 国保年金課主査

傍聴者なし

[午後1時開会]

●司会 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、委員の皆さまに委嘱状の交付をさせていただきます。4月から新たに3年間の任期で委員を委嘱するものでございます。

委嘱状の交付は座席順に、公益代表委員、被用者保険等保険者代表委員、保険医等代表委員、被保険者代表委員の順に委嘱状をお渡しいたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場にご起立いただき、市長より委嘱状をお受け取りください。

それでは、よろしくお願いいたします。

【委嘱状交付】

●司会 これより、協議会に入ります。本日の出席委員は13名でございます。欠席委員は、保険医等代表である松橋委員、袴田委員、谷地委員、片町委員の4名でございます。

本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

●司会 つぎに、小林市長からご挨拶申し上げます。

●市長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、このたびは、八戸市国民健康保険運営協議会の委員就任をお願いいたしましたところ、御快諾を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様には、国保事業の運営に関する重要事項につきまして、御審議・御意見を賜ることとなりますので、3年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国保の安定的な財政運営や効率的な事業の推進を図るため、市町村国保の財政を都道府県単位化し、都道府県も保険者として加わった新国保制度が平成30年にスタートいたしまして、今年で4年目を迎えております。

当市では、ここ10年以上、ほぼ収支均衡の状態を維持してきておりますが、今後も県と十分連携を図りながら、引き続き安定した国保運営に努めて参りたいと考えております。

どうか委員の皆様には、当市国保事業のより一層の充実発展のため、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

●司会 それでは、八戸市国民健康保険運営協議会規則第2条により、最初に召集する協議会の会長の職務は市長が行うこととなっておりますので、会長が決定するまで、市長が議長を務め、議事を進行させていただきます。

●市長 会長が決まるまでの間、暫時、議長を務めさせていただきます。会長は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員の中から選出することとなっております。選出方法は、いかがいたしますか。

●委員 はい。

- 市長 委員。
- 委員 指名推薦でお願いします。
- 市長 ただいま委員より、指名推薦とのご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。
- 一同 異議無し。
- 市長 ご異議無しと認めます。よって、選出の方法は指名推薦といたします。どなたか、指名推薦をお願いいたします。
- 委員 はい。
- 市長 委員。
- 委員 坂本委員を会長に推薦いたします。
- 市長 ただいま、委員から坂本委員を会長に推薦するご発言がございましたが、これにご異議ございませんか。
- 一同 異議無し。
- 市長 ご異議無しと認めます。よって、坂本委員を会長とすることに決しました。以上で、私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
- 司会 坂本会長、会長席にお着きのうえ、就任のご挨拶と議事進行をお願いします。
- 会長 ただいま委員の皆様からご推薦をいただきまして、この会の会長を再度仰せつかりました。
 日本国の皆保険制度の中心は国民健康保険であると思っておりますが、世界でもまねたいと言われるほどの唯一の制度だと私は記憶しております。
 そういう中で、昭和36年から全市町村が全国で保険者となりまして、国民健康保険制度が進められておりましたが、市長さんの先ほどのようなご挨拶にもありましたように、財政をきちっとしていこうと、脆弱な体質からもう少し強固なものにしていこうという考え方から、都道府県も平成30年から保険者に加わるという形になったわけでございます。
 そして今、3年が過ぎたということでもありますので、ますます、皆様からご意見を出していただきまして、八戸市の国保の関係者がよかったなということで進められればいいなあと思っております。この国保の制度の体制がきちっと継続できますように、私ども頑張ってまいりたいと思っております。
 もとより浅学非才ではございますが、これからも頑張りますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶に代えさせていただきます。
- 司会 ここで、市長は、次の公務のため、これをもちまして退席いたしますことを、ご了承いただきたく存じます。それでは、この後の進行につきましては、坂本会長よりお願いいたします。
- 会長 次に、次第の5「会長職務代理者の選出」ですが、会長職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、「公益を代表する委員」から選任することとなっております。選任の方法は、いかがいたしましょうか。
- 委員 はい。
- 会長 委員。
- 委員 会長に一任します。
- 会長 ただいま、委員から、会長に一任したいとのご発言がございましたが、私からの指名でよろしいでしょうか。
- 一同 異議無し。

- 会長 異議無しということでございますので、私から指名いたします。前年度に引き続きまして、五戸委員を会長職務代理者に指名いたします。五戸委員、会長職務代理者の就任にあたり、一言、お願いいたします。
- 五戸委員 ご指名いただきましてありがとうございます。先ほど、坂本委員がおっしゃられたとおり、国民健康保険をしっかりと守ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
- 会長 五戸委員におかれましては、引き続き、職務代理者として、よろしくお願いいたします。
- 会長 それでは、次に次第の6、「会議録署名委員の選出」ですが、選出につきましては、会長である私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
- 一同 異議無し。
- 会長 それでは、ご異議無しということでございますので、私の方から、大塚委員と工藤委員をお願いいたします。
- 会長 次に、今回は、今年度最初の協議会ですので、事務局の担当職員の紹介をお願いしたいと思います。秋山市民防災部長、よろしくお願いいたします。
- 部長 国保事業を所管いたします市民防災部長の秋山直仁と申します。よろしくお願いいたします。それでは、事務局となります国保年金課の職員をご紹介します。

【事務局職員紹介】

- 会長 それでは、議事に入ります。(1)令和3年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について、事務局から説明をお願いいたします
- 関向参事 はい。
- 会長 関向参事。
- 関向参事 それでは、(1)令和3年度の八戸市国民健康保険重点事業実施計画につきましてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

本計画は、国民健康保険事業の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために、毎年度当初に策定しているものがございます。

1 ページをお開き願います。まず初めに基本方針でございますが、2 段落目に記載のとおり、当市の国保の被保険者数は、75 歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が創設されたことや、社会保険の適用範囲が拡大されていることなどから年々減少を続けており、本年3月末現在の被保険者数は、昨年3月末の47,422 人から約800 人減の46,617 人で、当市の人口に対する国保加入者の割合は約21%となっております。

また、医療費につきましては、被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展や医療技術の進歩・高度化、生活習慣病などの慢性疾患の増加等に伴って、1 人当たりの額は年々増加しております。

一方、低所得者や高齢者の加入割合が高いという国保の構造的な問題等から、保険税収入は思うように確保できないなど、財政基盤はぜい弱なものとなっており、国民健康保険を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございます。

平成30年4月から、都道府県が保険者に加わり財政運営の責任主体となる新たな国保制度がスタートしておりますが、本市といたしましては、引き続き県と連携して、より一層の国保事業の安定的運営を図る

ため、今年度も本計画に基づく諸事業を推進していくものでございます。

次の2ページから4ページにおいて、6つの大きな柱立てといたしまして項目を整理しておりますが、それぞれの具体的な事業計画について5ページ以降に記載しておりますので、そちらの方で事項別の主な事業についてご説明申し上げます。

まず1つ目の「財政健全化対策の推進」につきましては、予算編成や国保税収入の確保などについて、適正な事務に努めるほか、県と十分に連携を図りながら、安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めることとしております。

また、(6)の保険者努力支援制度は、今般の制度改革に伴い導入された制度でございまして、都道府県及び市町村における医療費適正化等に向けた取組に対して点数化し、その点数に応じて交付金が配分される制度でございます。

この制度の積極的な活用を図るため、評価指標の改善に努め、国保財政の安定化につなげてまいりたいと考えております。

次に、2の「保険料収納率向上対策の推進」につきましては、(2)で目標収納率を「一般被保険者現年度課税分について前年度実績+0.5ポイント」に設定いたしました。令和元年度の実績は90.57%であったものです。また、(3)の口座振替の拡大や、(5)のコンビニ収納等を活用した収納体制の充実強化、(6)の新規滞納者への自動音声による電話催告など、納税指導・相談の充実強化、6ページにまいりまして、(8)の収納率向上キャンペーンの実施などによる納税意識の高揚などに取り組むことにより、収納率の向上に努めてまいります。

次に、3の「医療費適正化対策の推進」でございしますが、(2)の医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検の充実・強化や、(4)の重複・頻回受診者などへの訪問指導による適正受診の促進、また、被保険者の医療費に対する意識の高揚を図るため、医療費通知やジェネリック医薬品利用差額通知などを、引き続き実施してまいります。

次に、7ページにまいりまして、4の「保健事業の推進」でございしますが、平成30年度に策定いたしました「第2期データヘルス計画」「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率向上に向けた取組や、健診結果を踏まえた特定保健指導や訪問指導の実施など、効果的・効率的な保健事業の実施に努めてまいります。

(6)の糖尿病重症化予防事業につきましては、「八戸市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、八戸市医師会と連携し、医療機関等のご協力を頂きながら推進してまいります。

また、引き続き、市民保養所「洗心荘」の宿泊料助成事業や、健康まつりの開催など、健康意識の啓発にも努めてまいります。

なお、健康まつりにつきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、規模を大幅に縮小し、健康パネル展としてはちで開催いたしました。今年度につきましても、現在の状況では一昨年までのような形態での開催は難しいと思われませんが、感染拡大予防に十分に配慮したうえで、できる限り効果的な啓発行事としたいと考えております。

次に、8ページにまいりまして、5「適用適正化対策の推進」につきましては、被保険者の適切な医療の確保及び事業運営の健全化を図るため、資格の適正管理に努めてまいります。

最後の、6「運営体制の充実強化」につきましては、当運営協議会の委員の皆さまのご支援のもと、引き続き、職員の資質向上や国保事業の広報活動の充実を図りながら、当市の国保事業につきまして、安

定的な運営を継続できるよう、運営体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

重点事業実施計画については、以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。無いようですので、(1)令和3年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画については、以上でよろしいでしょうか。

●一同 異議なし。

●会長 それでは、この件は、了承いただいたものとして取り計らいます。

●会長 続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、事務局から説明をお願いいたします。

●慶長副参事 はい。

●会長 慶長副参事。

●慶長副参事 私からは、議事の(2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、ご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。

それでは、着座にて説明させていただきます。

昨年度、第2回運営協議会でご報告いたしました。市では昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国保世帯に対し、特例的な措置として、保険税の減免を実施いたしました。

この減免措置について、正式な通知はまだですが、令和3年度における取扱いが令和3年3月12日付で国から示されたことを受け、令和3年度も減免を実施できるよう準備を進めております。

減免措置の概要でございますが、減免対象となる世帯は昨年度と同様で、まず、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯」に対しては、保険税の全額を免除、また、「主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて10分の3以上減少する見込み、かつ、前年の所得の合計額が1,000万円以下等の条件を満たした世帯」に対しては、前年の所得金額に応じて2割から全額を減免の予定です。

いずれも、令和2年度及び令和3年度の保険税であって、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあるものが対象でございます。

財源でございますが、減免額に応じた一定の割合で、特別調整交付金により国から財政支援される予定です。

減免の申請期間は、7月の令和3年度当初課税の納税通知書発送後から令和4年3月31日までとし、この減免措置に必要な八戸市国民健康保険税条例の改正については、令和3年6月市議会定例会に提案する予定でございます。

なお、周知方法でございますが、7月発送の納税通知書に同封する「国保だより」に減免のお知らせを掲載するほか、広報はちのへ、市のホームページ等で周知する予定でございます。

最後に、令和2年度の減免実績でございますが、減免件数は199世帯で、減免額は4,296万4,500円でございます。

課税年度別では、元年度課税分が179件で減免額401万1,700円、2年度課税分が199件で減免額3,895万2,800円となっております。私からの説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

- 委員 はい。
- 会長 委員。
- 委員 一点だけ、減免額の 4,300 万円ですが、国からの特別調整交付金で財政支援されるとありますが全額支援されるのでしょうか。
- 会長 慶長副参事。
- 慶長副参事 はい。全額でございます。
- 委員 はい。わかりました。
- 会長 他に委員の皆様、何かございますでしょうか。無いようですので、この件については、了承いただいたものとして取り計らいます。
- 会長 その他、委員の皆様、事務局から何かございますでしょうか。無いようですので、これもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[午後1時26分 閉会]